

## 「歳末たすけあい義援金」の申請を受付けします

○対象となる方及び世帯／

	低所得世帯	在宅寝たきり 高齢者世帯	母子・父子 家庭世帯	在宅障がい者
該当基準 (程度)	・世帯主が70歳以上（昭和20年1月1日以前出生）の独居老人世帯、高齢者世帯で前年の総収入が103万円以内（給与収入のほか、国民年金、老齢基礎年金、遺族年金収入も含む）の住民税非課税世帯	・要介護4以上の在宅寝たきり高齢者世帯（70歳以上） ※施設に入所している場合は対象外。	・母子、父子世帯で児童扶養手当が支給されている世帯 ※親と同居している世帯は除く。	・身体障害者手帳1種1級所持者 ※生産に従事している方を除く。 ・特別児童扶養手当受給者
確認書類		・介護保険被保険者証	・児童扶養手当受給証	・身体障害者手帳 ・特別児童扶養手当受給者証

※①生活保護受給世帯②世帯分離していても子どもの扶養家族となっている高齢者世帯③福祉施設入所または医療機関に入院している方の何れかに該当する方は対象になりません。

○申請方法／確認書類・印鑑、口座振込を希望する口座番号がわかる書類を持参のうえ、社会福祉協議会へ申請してください。（個人情報、この義援金以外の目的には使用しません。）

○受付期間／平成27年12月1日（火）～12月11日（金）

○支給予定／平成27年12月下旬（支給額は未定です。）

○支給方法／支給決定・不決定通知を送付のうえ、支給決定者の指定口座へ振込。

○申請・問合先／新篠津村社会福祉協議会（保健センター内）☎58-3335

・個人情報保護の観点から他団体を通して本人の情報を受けることが困難なため、「歳末たすけあい義援金」を希望する方は本人が直接申請してください。これまで義援金が支給されていた方も、同様の手続きが必要となります。

・支給決定は、共同募金委員会理事会（共同募金専門委員会）において審議決定します。

・義援金申請説明書及び申請書は、自治会を通じて配布しています。社会福祉協議会にも申請用紙はあります。



## ご家庭における節電のお願い

ご家庭で節電をお願いしたい  
期間・時間帯

**12月1日(火)～3月31日(木)**

※12月29日(火)から31日(木)までを除く。

**平日8時～21時**

- 特にご家庭においては、電気のご使用が増える夕方以降（16時～21時）の時間帯の節電にご協力をお願いします。
- なお、この冬の需要として見込んでいる定着節電量の水準（2010年度最大電力比：▲5.9%）を目安に節電をお願いします。
- 冬季の北海道は夜間も電力需要が高い水準にあるため、上記以外の時間帯についても、可能な範囲での節電をお願いします。

冬の北海道における平日のご家庭での電気の使われ方  
(イメージ)

